

茨木市自治会連合会会則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、茨木市自治会連合会と称し、事務所を茨木市役所（茨木市駅前三丁目8番13号）に置く。

(目的)

第2条 本会は、茨木市域各自治会相互の親睦と住民福祉の増進をはかることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自治会の健全なる育成協力
- (2) 関係機関との連絡
- (3) 研修会、講習会、懇談会等の開催
- (4) 自治会の進展に貢献のあったものに対する表彰
- (5) その他必要な事業

(組織)

第4条 本会は、茨木市内の各地区連合自治会長をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 若干名 幹事 若干名 会計 1名 監査 2名

- 2 役員は、総会において会員の中から選任する。ただし、会長を除く役員が会員の資格を失ったときは、後任の役員について、会長がこれを指名する。
- 3 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 第2項ただし書に規定する後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第6条 会長は、本会を代表し会務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 幹事は、本会の運営に関する業務を執行する。
- 4 会計は、本会の会計事務を掌る。
- 5 監査は、本会の会計を監査する。

(顧問)

第7条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の推薦により、会長が委嘱する。

(総会及び役員会)

第8条 総会は、本会の議決機関であり、会長が毎年1回招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。

- 2 役員会は、会の運営の企画執行にあたるものとし、会長が必要に応じて招集する。

3 総会及び役員会は、それぞれ構成員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数をもって議決する。

(部 会)

第9条 本会に部会をおくことができる。

(慶 弔)

第10条 本会の慶弔に関する取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 会員の慶事については、その都度役員会で協議する。
- (2) 弔事については、会員のご不幸に対して、弔電、供花と香典1万円、会員の配偶者、2親等（同居）及び顧問のご不幸に対して、弔電、供花をお供えする。

(経 費)

第11条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、会員1人あたり10,000円とする。
- 3 決算報告は、毎年度末、監査を経て総会に報告し、その承認を受けなければならない。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(改正の手續)

第13条 この会則は、総会において出席会員の過半数の同意を得なければ改正することができない。

(補 則)

第14条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、昭和50年3月13日から施行する。

附 則

この会則は、昭和60年11月21日から施行する。

附 則

この会則は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和63年5月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成元年5月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成8年6月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年5月24日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年5月30日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年2月18日から施行し、令和3年11月8日から適用する。